

国債店頭取引清算業務における親会社保証制度の見直しに係る制度要綱

2018年1月29日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

現在、当社は、国債店頭取引清算業務において、国債店頭取引自社清算参加者（以下単に「自社清算参加者」という。）の当社に対する債務のすべてを所定の財務基準に適合している親会社が保証することを条件として、こうした親会社の保証がない自社清算参加者に求められる財務基準より低い基準に保証を受ける自社清算参加者が適合すれば足るものとする、いわゆる親会社保証制度を設けている。

当該親会社保証制度に基づき自社清算参加者の債務を保証できる親会社に関し、現在、金融機関等（清算資格を取得できる業態である金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関、保険会社、証券金融会社及び短資会社）に限定しているが、こうした金融機関等に該当しない持株会社等の親会社等に資本を集める金融機関が多く存在していることに加え、同様の制度を設けているCDS清算業務及び金利スワップ清算業務（以下「OTCデリバティブ清算業務」という。）では業態を限定していないことに鑑み、自社清算参加者の債務を保証できる親会社の業態限定を廃止するなど国債店頭取引清算業務における親会社保証制度を見直すこととする。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 保証できる法人の範囲の拡大 (1) 保証できるグループ会社の拡大 (2) 業態限定ルールの撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社清算参加者の当社に対する債務を保証できる法人について、当該自社清算参加者の財務及び事業の方針の決定を支配している法人等（当該法人等の親会社を含む。）及び当該法人等の親会社の子会社（当該法人等の親会社によって財務及び事業の方針の決定を支配されている他の法人等をいい、当該他の法人等の子会社を含む。）その他これらに類する者として当社が認める者（以下「親会社等」という。）に拡大する。 ・ 自社清算参加者の当社に対する債務を保証できる親会社等に関し、特定の業態に限定する現行規定を撤廃する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、清算参加者の総株主の議決権の過半数を有している会社を親会社と定義し、自社清算参加者の債務を保証できるのは当該親会社に限っている。 ・ OTCデリバティブ清算業務と同じ。 ・ OTCデリバティブ清算業務と同じ。

項 目	内 容	備 考
2. 親会社等に求める財務基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社清算参加者の債務を保証する親会社等に求める純財産額等（注）について、親会社等保証を受ける清算参加者の数（当該親会社等が清算参加者である場合には当該数に1を加えた数）に50億円を乗じた額（ただし、当該額が200億円に満たない場合は、200億円とする。）以上の額に改める。 <p style="margin-left: 2em;">（注）次のとおり業態ごとに基準となる対象を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者：純財産額 ・ 銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、証券金融会社及び短資会社：純資産額 ・ その他：その会社形態や業態に応じて当社が適当と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は、保証先の数にかかわらず一律200億円の純財産額（銀行等にあつては、純資産額）を求めている。 ・ 清算資格取得申請者又は自社清算参加者に求める財務基準は現行どおり。
3. 清算資格取得以降の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社清算参加者は、自社清算資格の取得後においても、親会社等保証制度の利用を当社に申請できるものとする。 ・ 当社は、当該申請に基づき審査を行い、適当と認めた場合は、当該自社清算参加者に対して親会社等保証制度の利用を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、自社清算資格取得時のみ。 ・ 申請は、当社が定める様式の書面を提出することによる。
4. 当初証拠金所要額割増の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社保証制度の趣旨に鑑み、親会社等保証を受けている自社清算参加者に対する信用状況に応じた当初証拠金所要額割増は、当該自社清算参加者の信用悪化事由（注）と親会社等の信用悪化事由が同時に生じ、かつ、親会社等の信用力が十分でないおそれがある場合、又は、当該親会社等の信用力が十分でない場合のいずれかに該当することを条件とするよう改める。 <p style="margin-left: 2em;">（注）次のとおり業態ごとに基準を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者：自己資本規制比率（特別金融商品取引業者の場合は、単体の自己資本規制比率及び連結自己資本規制比率）が250%を下回る場合 ・ 国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「国際統一基準行等」という。）：次のaからcまでに定める水準（外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、清算参加者に信用悪化事由が生じ、かつ、親会社の信用力が十分でないおそれがある場合又は親会社の信用力が十分でない場合に、割増条件に該当することとしている。 ・ 金利スワップ取引清算業務における当初証拠金所要額割増制度と同様。 ・ 信用力が十分でない場合及び信用力が十分ではないおそれがある場合の具体的な基準は変更しない。 ・ 具体的な割増率については、「国債取引

項目	内容	備考
5. その他	<p>国銀行にあつては、これらに準ずる水準)に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 単体又は連結普通株式等Tier 1比率(農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあつては、単体又は連結普通出資等Tier 1比率とする。以下同じ。)が5.625%を下回る b 単体又は連結Tier 1比率が7.5%を下回る c 単体又は連結総自己資本比率が10%を下回る <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際統一基準行等、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関：国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が5%を下回る場合 ・ 保険会社である登録金融機関：単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が500%を下回る場合 ・ 上記のいずれにも該当しない法人：上記のいずれかに準じる場合に該当している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、制度変更に伴う所要の規定整備を行う。 	<p>の決済期間の短縮化及び物価連動国債の清算対象化に伴う国債店頭取引清算業務に係る制度要綱」別紙14別添2を参照。</p>

III. 実施時期

- ・ 国債取引の決済期間短縮化の実施日(2018年5月1日予定)から実施する。

以上